令和７年度　乳幼児定期予防接種一覧

【個別予防接種】対象者には個別通知を行っています。予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

種類	接種対象年齢	標準的な接種年齢		接種回数		接種間隔　※
ヒブ（Ｈｉｂ）	生後２ヵ月～ ５歳未満	接種開始時期	生後２ヵ月～ ７ヵ月未満(標準的)	初回	３回	２７～５６日の間隔で３回接種
				追加	１回	初回接種終了後、７～１３月の間に１回接種
			生後７ヵ月～ １歳未満	初回	２回	２７～５６日の間隔で２回接種
				追加	１回	初回接種終了後、７～１３月の間に１回接種
			１歳～５歳未満	１回		―
小児用肺炎球菌	生後２ヵ月～ ５歳未満	接種開始時期	生後２ヵ月～ ７ヵ月未満(標準的)	初回	３回	２７日以上の間隔で３回接種。
				追加	１回	初回接種終了後、６０日以上の間隔で12～15月齢の間に１回接種。
			生後７ヵ月～ １歳未満	初回	２回	２７日以上の間隔で2回接種。
				追加	１回	初回接種終了後、１歳以降に６０日以上の間隔をおいて１回接種。
			１歳～２歳未満	２回		６０日以上の間隔で２回接種
			２歳～５歳未満	１回		―
B型肝炎　※1	１歳未満	生後２～９ヵ月		３回		２７日以上の間隔で２回接種。１回目の接種から１３９日（２０週目の同じ曜日）以上経過した後に１回接種
ロタ　ロタリックス（１価）	出生６週０日後～ ２４週０日後	初回接種は生後２ヵ月～出生14週６日後まで		２回		２７日以上の間隔で２回接種
ロタ　ロタテック（５価）	出生６週０日後～ ３２週０日後			３回		２７日以上の間隔で３回接種
ロタ						ワクチンが２種類あり、接種回数がそれぞれ異なります。２回目以降も同じワクチンで接種してください。
４種混合（ＤＰＴ－ＩＰＶ）※2	生後2ヵ月～ ７歳６ヵ月未満	(初回) 生後２ヵ月～１歳未満		第１期 初回	３回	２０～５６日までの間隔で３回接種
				第１期 追加	１回	初回接種終了後、１２～１８月の間に１回接種
５種混合（DPT-IPV-Hib）	生後２ヵ月～ ７歳６ヵ月未満	(初回) 生後２ヵ月～7ヵ月に至るまで		第１期 初回	３回	２０～５６日までの間隔で３回接種
				第１期 追加	１回	初回接種終了後、６～１８月の間に１回接種
2種混合　（ＤＴ）	１１歳～１３歳未満	小学６年生		第２期	１回	―
ＢＣＧ	１歳未満	生後５ヵ月～８ヵ月に達するまで		１回		―
麻しん・風しん混合（ＭＲ）※3	１歳～２歳未満	―		第１期	１回	―
	幼稚園・保育園の年長児相当	―		第２期	１回	―
水痘（水ぼうそう）	１歳～３歳未満	（１回目） 生後１２～１５ヵ月		２回		３月以上の間隔（標準的には６月～１２月までの間隔）で２回接種
日本脳炎 ※4	生後６ヵ月～ ７歳６ヵ月未満	３～４歳		第１期 初回	２回	６～２８日までの間隔で２回接種
		４～５歳		第１期 追加	１回	１期初回（２回）接種終了後６月以上、標準的にはおおむね１年経過した時期に１回接種
	９歳～１３歳未満	９～１０歳		第２期	１回	―
ＨＰＶ（子宮頸がん予防）ワクチン※5	小学６年生～ 高校１年生相当の女子	中学1年生		３回※6		ワクチンが3種類（サーバリックス・ガーダシル・シルガード９）あり、接種間隔や回数がそれぞれ異なります。

※法律改正により一部変更の可能性があります。厚生労働省ホームページ・広報やわた・市ホームページでご確認下さい。
予防接種の間隔については、冊子「予防接種と子どもの健康」や予診票の裏面をご確認ください。

※1 母子感染予防のため、健康保険の給付によるＢ型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期予防接種の対象とはなりません。

※2 5種混合予防接種の開始に伴い、4種混合ワクチンは販売中止となります。第１期の接種を完了していない方は、早めに接種するようお願いします。

※3 令和６年度に接種対象者であった方で、ワクチンの供給不足により期間内にワクチンを接種できなかった方は、
接種期間が、令和９年３月３１日まで延長されます。

※4 日本脳炎予防接種の第1期初回接種の標準的な接種期間は3歳からです。3歳未満は接種量が異なりますのでご注意ください。
また、日本脳炎の予防接種については特例措置があり、対象者は下記のとおりです。
●平成１７年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の人は、第1期・2期の接種不足回数分の接種を受けることができます。

※5 ＨＰＶ（子宮頸がん予防）ワクチン
平成９年４月２日～平成２１年４月１日生まれの女子であり、かつ、令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの期間中に１回以上接種している方は、
公費による接種期間が令和８年３月３１日まで延長されます。

※6 ＨＰＶ（子宮頸がん予防）ワクチンについて、令和５年４月１日より小学６年生の学年から１５歳未満でシルガード９（９価）の１回目を接種した場合、
2回での接種完了が可能です。

〈注意事項〉

◎接種の際は、親子(母子)健康手帳、予診票、子育て支援医療費受給者証などの住所が確認できるものが必要です。
上記の物を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
◎通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は家庭支援課まで申し込みください。
なお、転入された人などで、当課で接種履歴が把握できない場合は、親子（母子）手帳など、接種履歴がわかるものをご持参の上、来庁でのお手続きとなります。
◎市外で接種を希望する人は、必ず接種の2週間前までに家庭支援課へご連絡ください。
◎特別な事情などにより対象年齢内に接種できなかった場合には家庭支援課へご相談ください。

八幡市役所健康福祉部家庭支援課　０７５－９８３－１１１５(直通)